

放課後等デイサービス事業所における自己評価結果(公表)

討議年月日:平成 7 年 3 月 14 日

公表:平成 7 年 4 月 1 日

事業所名 イケア:キャンパス

		チェック項目	はい	どちらとも言えない	いいえ	工夫ポイント	工夫している点や改善目標
環境・体制整備	1	利用定員が指導訓練室等スペースとの関係で適切である	☐				一回の訓練スペースは50㎡2階は20㎡と15㎡を設置しています。県の基準よりもはるかに大きいスペースでの運営をしています。
	2	職員の配置数は適切である	☐				児童10人に対して指導員2人の県の基準をはるかにしのぐ保育士・指導員を配置しています。10人の職員で対応しています
	3	事業所の設備等について、バリアフリー化の配慮が適切になされている	☐				構造上2階が有るので手すりや滑り止めを階段に設置している。落下防止に部分的にボードを貼っています。
業務改善	4	業務改善を進めるためのPDCAサイクル(目標設定と振り返り)に、広く職員が参画している	☐				活動前後でPDCAサイクルを毎日実施しています
	5	保護者等向け評価表を活用する等によりアンケート調査を実施して保護者等の意向等を把握し、業務改善につなげている	☐				毎年実地調査を行い研修等で活用し業務改善につなげています。
	6	この自己評価の結果を、事業所の会報やホームページ等で公開している	☐				ホームページで毎年更新して公開しています。
	7	第三者による外部評価を行い、評価結果を業務改善につなげている			☐		現在は第三者評価は受けていませんが、今後は板橋にあるヘルパー事業所等に協力いただける手配になっています。
	8	職員の資質の向上を行うために、研修の機会を確保している	☐				毎週金曜日 11時から一時間半の社員研修を行っています。内容は今後のホームページにも記載予定です。
適切な支援の提供	9	アセスメントを適切に行い、子どもと保護者のニーズや課題を客観的に分析した上で、放課後等デイサービス計画を作成している	☐				毎日、行動記録や実際に接した事より支援計画を細かく設定しています。
	10	子どもの適応行動の状況を把握するために、標準化されたアセスメントツールを使用している	☐				必要に応じて児童が他の機関の検査結果等を持参した場合にはその結果も参考にさせていただいています。
	11	活動プログラムの立案をチームで行っている	☐				個別支援計画より大まかな内容は把握していますが、毎日、「本日の療育プログラム」内容に照らして全員で何をやるかのミーティングを行っています
	12	活動プログラムが固定化しないよう工夫している	☐				ミーティング等ではスタッフそれぞれの意見が出ますので支援の仕方や活動の進め方をそれぞれが考え実行しています
	13	平日、休日、長期休暇に応じて、課題をきめ細やかに設定して支援している	☐				季節・天候により日々変化しますので、職員が決めた療育方法でも日々変化することもあります。
	14	子どもの状況に応じて、個別活動と集団活動を適宜組み合わせ放課後等デイサービス計画を作成している	☐				個別課題・集団の中での行動パターン等を把握して支援計画を作成しています
	15	支援開始前には職員間で必ず打合せをし、その日行われる支援の内容や役割分担について確認している	☐				毎日の朝礼で必ず打ち合わせて役割分担も話し合っています
	16	支援終了後には、職員間で必ず打合せをし、その日行われた支援の振り返りを行い、気付いた点等を共有している	☐				毎日、送迎から帰り、職員全員が揃った段階で、「反省会」と言うものを行っています。その場で児童の事を共有しています。
	17	日々の支援に関して正しく記録をとることを徹底し、支援の検証・改善につなげている	☐				その日の事はその日で記録をとっています。毎日の「保護者への連絡帳」もそうですが、その内容で次の日の朝礼に改善点を発表します
	18	定期的にモニタリングを行い、放課後等デイサービス計画の見直しの必要性を判断している	☐				おおむね6ヶ月ごとに支援計画の見直しを行っています
	19	ガイドラインの総則の基本活動を複数組み合わせ支援を行っている	☐				ダンス・ヨガ等の活動を通してお友達との共同運動や自己を表現する方法を設け支援活動を行っています

関係機関や保護者との連携	20	障害児相談支援事業所のサービス担当者会議にその子どもの状況に精通した最もふさわしい者が参画している	☐			学校関係者・計画相談員・児童発達管理責任者・市役所等の福祉担当者等の参画もしていただくように働きかけ担当者会議は行っています
	21	学校との情報共有(年間計画・行事予定等の交換、子どもの下校時刻の確認等)、連絡調整(送迎時の対応、トラブル発生時の連絡)を適切に行っている	☐			学校との連絡は密に取っています。連絡帳でわからなければ学校の担任の方等に連絡を取り確認をするようにしています。さらに、トラブルを抱えた児童は上記の連絡もしますが、児童相談所への連絡も行い、一緒に解決するように行っています。
	22	医療的ケアが必要な子どもを受け入れる場合は、子どもの主治医等と連絡体制を整えている	☐			保護者を通して主治医指示書を提出して頂き必要な場合は連絡を取れるように整えています
	23	就学前に利用していた保育所や幼稚園、認定こども園、児童発達支援事業所等との間で情報共有と相互理解に努めている	☐			以前の情報は、保護者から提出していただけるようお願いしています。その際に解らないことがある場合には、こちらから連絡を取らせていただいています。
	24	学校を卒業し、放課後等デイサービス事業所から障害福祉サービス事業所等へ移行する場合、それまでの支援内容等の情報を提供する等している	☐			親御さんにはキャンパスの支援内容や本人の様子や成果、得意なことなど情報を提供している。
	25	児童発達支援センターや発達障害者支援センター等の専門機関と連携し、助言や研修を受けている	☐			専門機関とは連絡を密に行います。全国ダウン症協会・日本ボーディング協会等の研修に参加しています。
	26	放課後児童クラブや児童館との交流や、障がいのない子どもと活動する機会がある		☐		長時間療育の時には地域の児童館へ積極的に行っています。
	27	(地域自立支援)協議会等へ積極的に参加している	☐			放課後等デイサービスの集まりである子供部会等に1カ月に一度の参加をしています。
	28	日頃から子どもの状況を保護者と伝え合い、子どもの発達の状況や課題について共通理解を持っている	☐			各御家庭とは電話でもそうですが、メールや、連絡帳そして送迎の際の話等で情報を集め、必要に応じて、各家庭と会議を実施しています。
保護者への説明責任等	29	保護者の対応力の向上を図る観点から、保護者に対してペアレント・トレーニング等の支援を行っている	☐			ペアレントトレーニングは実施していませんが、療育方法のアドバイスは適宜行っています。
	30	運営規程、支援の内容、利用者負担等について丁寧な説明を行っている	☐			入所する時に説明していますが、毎月受領代理書等を発行し、印鑑を頂くようにしています
	31	保護者からの子育ての悩み等に対する相談に適切に応じ、必要な助言と支援を行っている	☐			療育方法のアドバイスは適宜行っています。
	32	父母の会の活動を支援したり、保護者会等を開催する等により、保護者同士の連携を支援している	☐			半年ごとにテーマを決めて行っています。
	33	子どもや保護者からの苦情について、対応の体制を整備するとともに、子どもや保護者に周知し、苦情があった場合に迅速かつ適切に対応している	☐			苦情があった場合には迅速に対応するように心がけています。その際には、各部屋に設置しているカメラで全ての行動は記録されていますので画像と共に検証させていただきます
	34	定期的に会報等を発行し、活動概要や行事予定、連絡体制等の情報を子どもや保護者に対して発信している	☐			毎月、キャンパス通信を前月末迄に発行しています。
	35	個人情報に十分注意している	☐			鍵のかかった所に個人情報にあたるファイルは保管しています。また、個人情報の入った携帯電話は全て会社支給なので持ち帰りも出来なくなっています
	36	障がいのある子どもや保護者との意思の疎通や情報伝達のための配慮をしている	☐			解りやすい伝達方法を工夫し、利用者や保護者にもわかりやすく出来るように努力しています
	37	事業所の行事に地域住民を招待する等地域に開かれた事業運営を図っている		☐		地域の集会所に出席して、事業所の紹介をさせていただいたりしていますが利用者の居住地域の関係で夏祭りとかの参加は行っていない

非常時等の対応	38	緊急時対応マニュアル、防犯マニュアル、感染症対応マニュアルを策定し、職員や保護者に周知している	☐				ハザードマップでの地図の見直し、各家庭と
	39	非常災害の発生に備え、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っている	☐				3ヶ月に一回の避難訓練の実施を定期的に行っています。
	40	虐待を防止するため、職員の研修機会を確保する等、適切な対応をしている	☐				何が虐待に当たるのか、どの言葉が、どの態度が虐待なのかは研修の場で行っています
	41	どのような場合にやむを得ず身体拘束を行うかについて、組織的に決定し、子どもや保護者に事前に十分に説明し了解を得た上で、放課後等デイサービス計画に記載している	☐				拘束が必要な場面は今のところありません。もし、あった場合には、保護者に文章で説明し、サインを頂くつもりです。
	42	食物アレルギーのある子どもについて、医師の指示書に基づく対応がされている	☐				医師の指示書のコピーを頂き、アレルギーの対応はしていますが、わからないときは保護者に電話を入れます
	43	ヒヤリハット事例集を作成して事業所内で共有している		☐			ヒヤリハットとは弊社では言いません。気付き遅れと言って、問題が起こった時にはOJT訓練を行っています。